

令和 8 年 5 月

保護者の皆様へ

橋本市教育委員会

気象警報発令時等における児童生徒の対応について

春から初夏へと移りゆく季節、青葉が目心地よいこととなりました。

保護者の皆様におかれましては益々のご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素は学校教育にご理解とご支援を賜り感謝申し上げます。

さて、橋本市教育委員会では、気象警報発令時等に、かけがえのないお子様の生命を守り、安全・安心を確保するために、令和 7 年度から橋本市立小・中学校として統一した基準を設けました。

つきましては、下記の内容をご確認いただきますとともに、気象警報発令時等の対応についてご理解とご協力をお願いいたします。

記

1.橋本市に「レベル3大雨警報」、「レベル3氾濫警報」、「レベル3土砂災害警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」、「大雪警報」以上のいずれかの警報が発令されている場合

- (1)上記の警報が午前6時の時点で発令されている場合は、小・中学校は臨時休業とし、児童生徒は家庭学習とする。
- (2)上記の警報が午前8時30分(始業)までに発令された場合は、小・中学校は臨時休業とし、児童生徒は家庭学習とする。既に登校している児童生徒は、原則、保護者による引き取り及び帰宅とする。
- (3)上記の警報が午前8時30分以降に発令された場合は、原則、保護者による引き取り及び帰宅とする。今後の天気の見通しを確認し、児童生徒の給食についても児童生徒の安全を優先し判断する。
- (4)翌日に上記の警報発令が予想される場合は、前日に小・中学校の臨時休業を決定することがある。学校が臨時休業の場合は、児童生徒は家庭学習とする。

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

図1：新たな防災気象情報の情報体系とその名称

2.橋本市に震度5弱以上の地震が発生した場合

- (1)児童生徒が登校するまでに上記の地震が発生した場合は、発生した当日は小・中学校を臨時休業とする。被害状況及び学校・地域の安全を確認し、児童生徒の登校については、各校からメール等で連絡する。